

1 交通バリアフリー基本構想の背景

(1) 基本構想の背景と目的

我が国では、他に例を見ないほど急速に高齢化が進展し、平成 27 年（2015 年）には国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上となる本格的な高齢社会を迎えることが予測されています。また、障がいのある方も障がいの無い方と同じように生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方が重要視されています。さらに近年では、バリアフリーからユニバーサルデザインへと、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが求められるようになってきています。

このような社会的背景から、公共交通機関と駅などを中心とした地区のバリアフリー化を趣旨として、平成 12 年 11 月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が見直しの時期を迎えたこともあり、今後、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を趣旨として、同法と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法 1）」とを統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法という）」が平成 18 年 12 月に施行されました。

この法律は、高齢者、障がいのある方などの自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物などに関する移動上及び施設の利用上の利便性や安全性の向上を目的としており、そのための方策として、以下の 2 点の推進を図ることとしています。

- (ア) 鉄道駅などの旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物のバリアフリー化を推進
- (イ) 高齢者、障がいのある方などが生活上利用する施設を含む一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、バリアフリー化を重点的・一体的に推進

本市においても、市民の多様なニーズにこたえる豊かで質の高いまちづくりに向けて、生活空間におけるバリア（障壁）を取り除くことが課題となっています。また、阪神・淡路大震災の経験から、どこよりもだれよりも安心して安全に暮らせる環境づくりが求められています。

「芦屋市交通バリアフリー基本構想」は、こうした課題の解消を目的として、高齢者、障がいのある方などが生活上利用する施設を含む一定の地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するために策定するものです。

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の概要

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

<p>旅客施設及び車両等 (福祉タクシーの基準を追加)</p>	<p>道路</p>	<p>路外駐車場</p>	<p>都市公園</p>	<p>建築物 (既存建築物の基準適合努力義務を追加)</p>
-------------------------------------	-----------	--------------	-------------	------------------------------------

○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務
○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務 等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ

建築物内部までの連続的な経路を確保
旅客施設から徒歩圏外のエリアどり
路外駐車場、都市公園及びこれらに至る経路についての移動等の円滑化を推進
駅、駅前のビル等、複数の管理者が関係する経路について協定制度

旅客施設を含まないエリアどり
病院
福祉施設
商業施設
駐車場

○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成
○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施
○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度 等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

	<p>○基本構想策定時の協議会制度の法定化 ○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設 等</p>
--	---

バリアフリー法（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の基本的枠組み

基本方針（主務大臣）

- 移動等の円滑化の意義及び目標
- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針 等

関係者の責務

- 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

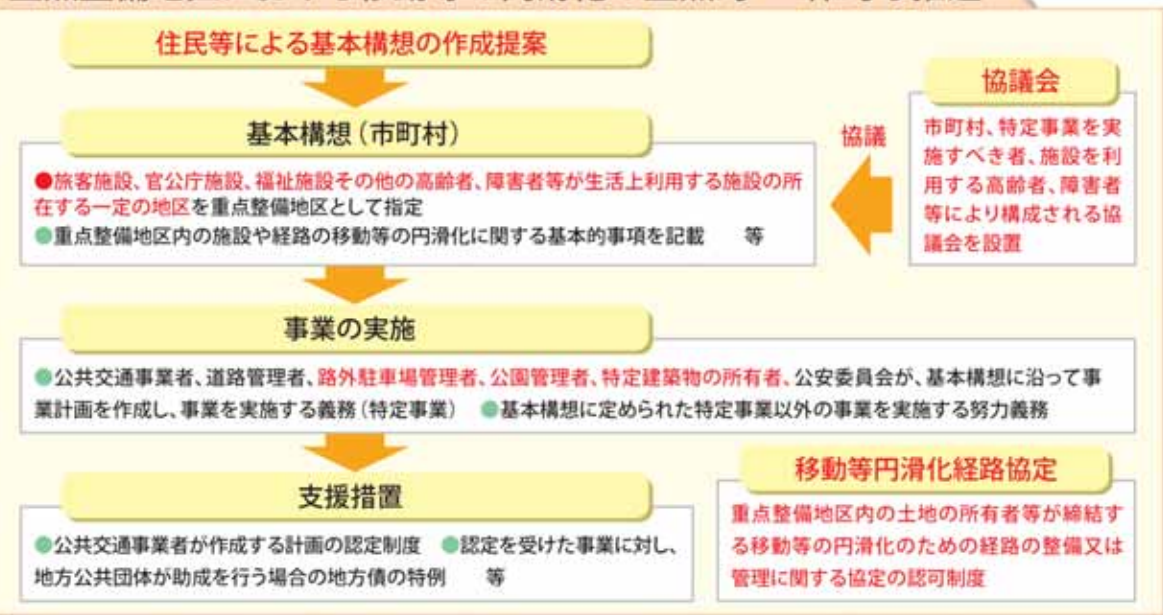
以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- 旅客施設及び車両等
- 一定の道路（努力義務はすべての道路）
- 一定の路外駐車場
- 都市公園の一定の公園施設（園路等）
- 特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数の人が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進



※赤字がハートビル法・交通バリアフリー法からの拡充部分

資料：国土交通省 HP（『時の動き平成 18 年 12 月号』）

1：ハートビル法とは

ハートビル法とは、平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称です。この法律は、不特定多数の方が利用する建築物（特定建築物）の建築主に対し、障がいのある方などが円滑に建築物を利用できる措置を講ずることを努力義務として課すものです。

デパートやスーパーマーケット、ホテルなどの不特定多数の方が利用する建築物の建築主は、建物の「出入口」「廊下」「階段」「トイレ」などについて、高齢者や障がいのある方などが円滑に利用できるような措置を講じることを努めることを義務付けます。

高齢者、身体に障がいのある方などが特定建築物を円滑に利用できるようにするための措置に関する技術的な基準として「利用円滑化基準」と「利用円滑化誘導基準」を定めています。

なお、兵庫県においては、ハートビル法の制定に先駆けて、平成4年に兵庫県福祉のまちづくり条例²が制定されています。



2：兵庫県福祉のまちづくり条例とは

兵庫県福祉のまちづくり条例は、平成4年に兵庫県が全国に先駆けて制定した、高齢者や障がいのある方はもとより、すべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりをめざすための条例です。

店舗、駅、公園などの多くの県民がたびたび利用する施設（特定施設）、小規模な店舗など生活に密着した身近な施設（小規模購買施設等の施設）などを新・改築等する場合は、着工前に市町への届出を義務付けており、高齢者や障がいのある方に配慮した施設の整備に努めることを義務付けています。

特定施設では新・改築等する場合、特定施設整備基準を守らなければならない。（着工前に届出が必要）

既設の場合は、特定施設整備基準に適合するよう努めなければならない。

小規模購買施設等の施設では新・改築等の場合、小規模購買施設等整備基準に適合するよう努めなければならない。（着工前に届出が必要）

住宅（21戸以上の共同住宅の専用部分）では新・改築等する場合、住宅整備基準に適合するよう努めなければならない。（着工前に届出が必要）

(2) バリアフリー法の制定の経緯 (交通バリアフリー法の改正)

ア 交通バリアフリー法とハートビル法との連携

平成 16 年 10 月に国土交通省より「交通バリアフリー法に基づく移動円滑化の促進に関する基本方針の変更について」が示され、交通バリアフリー法の基本方針の一部が変更されました。変更内容として、ハートビル法に基づく建築物のバリアフリー化と連携して連続的な移動経路の確保が行われるよう、関係者間で十分な調整を図るべきことなどが示されました。



資料：国土交通省 HP 平成 16 年 10 月 14 日報道発表資料

【交通バリアフリー法とハートビル法の連携イメージ】

イ ユニバーサルデザイン政策大綱の策定

平成 17 年 7 月に国土交通省が策定した「ユニバーサルデザイン政策大綱」は、年齢や障がいの有無、国籍の違いなどに関係なく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた社会環境を実現するため、ハード、ソフトの両面からバリアフリー化を進めるための基本政策となるものです。

この大綱では、「利用者の目線に立った参加型社会の構築」「バリアフリー施策の総合化」「だれもが安全で円滑に利用できる公共交通」など、5つの基本的な考え方と10の具体的な施策が示されています。その中で、建築物や公共交通機関のバリアフリー化など、これまで個別に進めてきたバリアフリー施策を総合的に展開するため、ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化に向けた法制度の構築などが示されています。

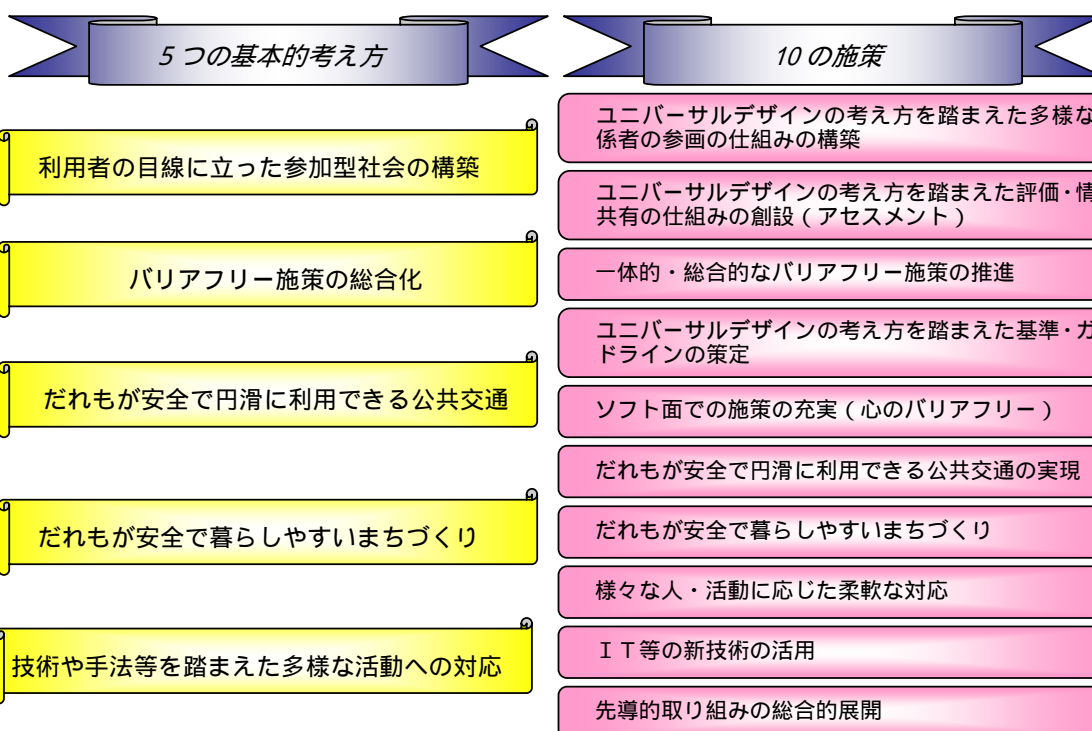
これまでの取り組み

建築物、公共交通などで、高齢者、身体に障がいのある方などを対象とするバリアフリー化の取り組み

平成 6 年 ハートビル法
平成 12 年 交通バリアフリー法

外国人など多様な利用者を想定していない
利用者の視点に立ったバリアフリー化が十分でない
・施設ごとに独立してバリアフリーが進められており、連続したバリアフリー化が実現されていない
・バリアフリー化が旅客施設を中心とした生活圏の一部にとどまっている。
心のバリアフリーや情報提供など、ソフト面での対策が不十分
公共交通について、異なる事業者間の乗り継ぎの対応などが十分でない
まちづくりについて、生活者が必要とするサービスの確保が困難、災害にぜい弱な状況
様々な観点から段階的かつ継続的に取り組みを進めるプロセスが必ずしも確立されていない

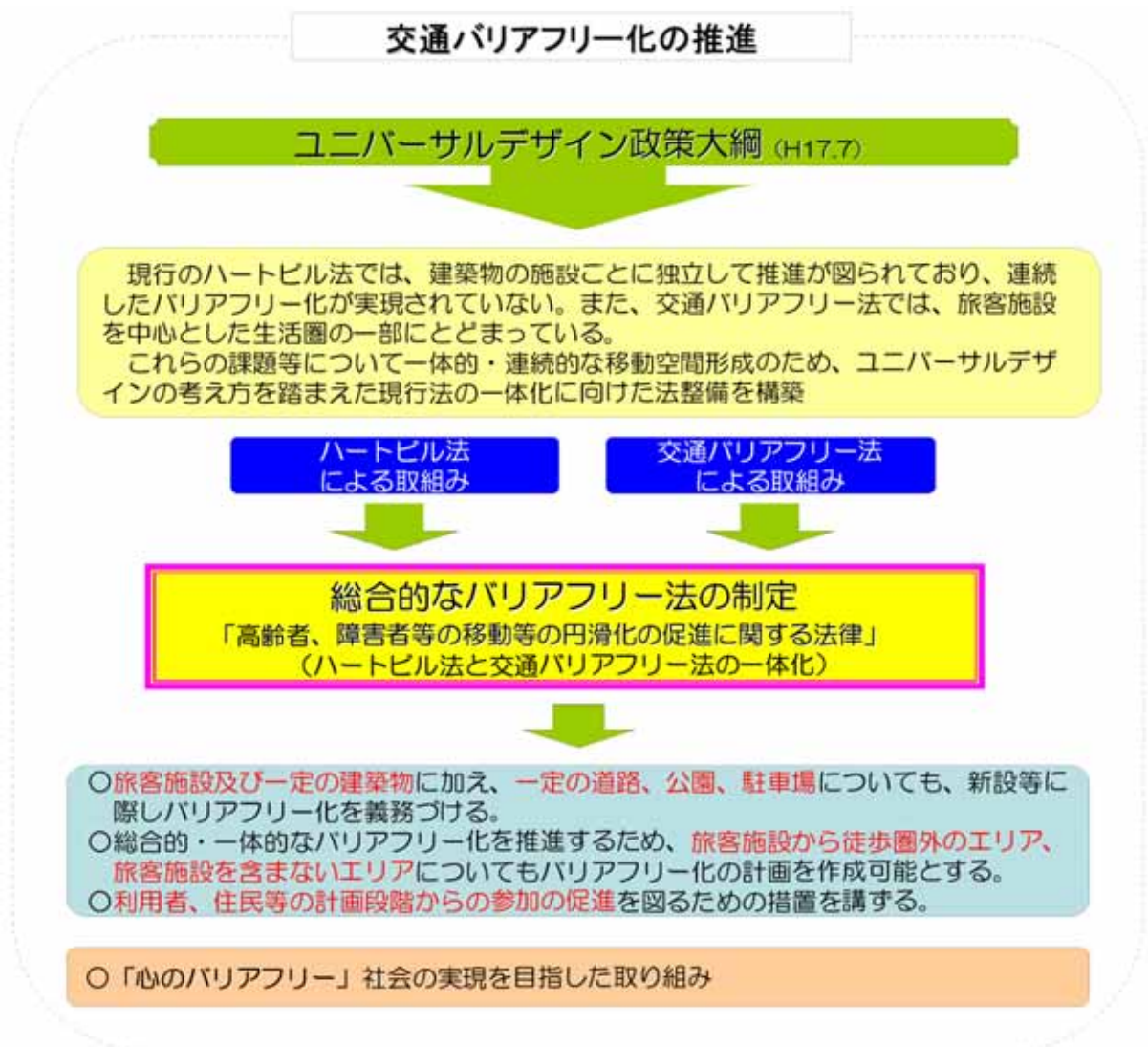
「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、政策を推進。



ウ バリアフリー法の制定（交通バリアフリー法の改正）

「ユニバーサルデザイン政策大綱」の法制度として取り組む項目を踏まえ、交通バリアフリー法とハートビル法の2つの法律を統合拡充し、より総合的、一体的なバリアフリー化の促進を図るための新たな法律案としてバリアフリー法が平成18年6月15日に成立しました。

また、同年12月20日に施行されました。



資料：国土交通省 HP

【バリアフリー法の制定】

(3) 基本構想の内容

市町村は、主務大臣が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、当該市町村の「重点整備地区」について、バリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができます。

基本構想の作成に当たっては市町村が、各施設設置管理者、公安委員会、高齢者、障がいのある方などの関係者と協議を行いながら作成する必要があります。

また、基本構想が策定されると、各施設設置管理者及び公安委員会は、基本構想に基づく特定事業計画を作成し、この計画に基づいてバリアフリー化を目的とした特定事業を実施していくこととなります。

バリアフリー法で規定されている基本構想に定める事項は次のとおりです。

- (ア) 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
- (イ) 重点整備地区の位置及び区域
- (ウ) 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- (エ) 移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
 - ・ 公共交通特定事業
 - ・ 道路特定事業
 - ・ 路外駐車場特定事業
 - ・ 都市公園特定事業
 - ・ 建築物特定事業
 - ・ 交通安全特定事業
- (オ) その他必要な事項